

1. 新規就労サービス整備のための自己資金の内容と整備後の運営

1) 賃借建物の改修工事

- ・ 資金は「ゼノ」少年牧場中長期資金使途計画に基づき、法人本部会計にて管理している積立金より 5,000 万円（2018 年度決算見込額のうち、人件費積立金を除く修繕・備品・施設整備積立金の合計額の約 8%）を取り崩して充当します。自己資金による整備で理事会の承認は得ています。
- ・ 積立金は JOB プラスはんど拠点区分会計に繰り入れ、JOB プラスはんど拠点区分（就労継続支援事業 B 型サービス区分）に整備資金を計上し、費用処理をいたします。前提としては障害福祉サービスそのものに供する建物のため、福祉事業会計にて工事費や設計監理費等の費用処理を行います。

厚生労働省発出 就労支援事業会計 Q&A より

Q 設備等整備積立金で言う「就労支援事業資産」には、就労支援事業で使用する建物を含めてよいか。

A 建物は社会福祉法人の基本財産であり、その整備については、大規模改修を含めて補助金等の財源措置が設けられていることから、本基準における積立金の対象にはしていないところです。

→ 今回の建物は賃借物件ですが、「積立金の対象にはしていない」の解釈が該当すると考えます。

2) フィットネス機器・備品類の購入

- ・ 資金は「ゼノ」少年牧場中長期資金使途計画に基づき、法人本部会計にて管理している積立金より 3,000 万円（2018 年度決算見込額のうち、人件費積立金を除く修繕・備品・施設整備積立金の合計額の約 4%）を取り崩して充当します。民間団体の補助金申請を行いました但不採択でした。自己資金による整備での理事会の承認は得ています。
- ・ 積立金は JOB プラスはんど拠点区分会計に繰り入れ、JOB プラスはんど拠点区分（生活介護のリハビリ活動にも利用する要素はありますが、会計処理自体は煩雑さを避けるため就労継続支援事業 B 型サービス区分が妥当と考えます）に整備資金を計上し、福祉事業会計にて機器や備品類の費用処理を行います。
- ・ 上記のことと整備後の処理については、以下のものが考え方として該当すると考えます。
 - ① 当事業所における新規の就労科目の創設（専用建物の確保と整備、そこで必要な物品の整備＝上記の生活介護での利用要素も含む）のため、通常の新規就労系事業所の創設時の建物や福祉・就労用設備整備を福祉事業会計で処理するものと同等と考えられるため。
 - ② ただし、以下の回答も示されているので、就労全体の収支状況や生活介護のリハビリ活動状況も踏まえた按分基準の設定により、決算時の割かけ処理を行うように努めます。

厚生労働省発出 就労支援事業会計 Q&A より

Q 授産活動に減価償却費は発生するのでしょうか？私の施設では、クリーニング業を行っております。大型洗濯機・乾燥機など固定資産は福祉活動に計上しておいて、補助金でも対応しています。按分計算なども必要でしょうか。

A 授産活動においても、就労支援事業においても、減価償却費は発生いたします。設備などの固定資産は、どの資金によって取得したかによって「就労支援事業活動」と「福祉事業活動」のどちらに計上するかが違ってきますが、どの事業で使用している資産かによって、減価償却費を割りかける必要があります。その場合、国庫補助などの補助金も財源となっている資産については、「国庫補助金等特別積立金取崩額」で賄うべき額を控除して、割りかけ額を計算していただく必要があります。

③機器・備品類導入後の修繕や破損等による入れ替え対応については、上述の割かけの点を踏まえつつも、基本は当事業所の就労活動全体の会計の中で対応していきます。なお、3,000万円という大きな投資により、減価償却費も大きな額となりますが（フィットネス機器類の償却期間は5年が基本でした）、決算は資金収支計算書ベースで行うという基準上の基本を踏まえて、減価償却費による事業活動収支ベースでは償却期間中に赤字が見られても資金収支ベースでは赤字にしないよう十分注意してまいります。

④また、将来的な固定資産該当機器類の入れ替えに関しては、下記の回答を踏まえ、また、就労支援会計本来の適正な利用者工賃の算出のための経費把握の観点から利用者工賃を不当に抑えて積立金を優先的に行うような本末転倒はせず、フィットネス機器の減価償却期間5年のうち、故障の可能性の高い電気系マシン（ラン、バイクマシン合計15台で約800～900万円の導入費見込み）の修繕費や完全故障時の入れ替えを想定して施設整備等積立金を行なっていきます。

Q 設備等整備積立金の対象としての就労支援事業資産とは、どのような設備（固定資産）が対象となるのか。

A ・社会福祉法人会計基準においては、耐用年数が1年以上、かつ、取得価格10万円以上の資産を減価償却資産としているところです。

・しかしながら、就労支援事業の本来の目的は、より多くの工賃・賃金を支払うことであり、積立金の積み立ては、あくまでも将来にわたる安定的な工賃の支給、安定的かつ円滑な就労支援事業の継続のために、いわば例外的に認めたところです。

・したがって、上記減価償却資産の全てが設備等整備積立金の対象となると解するのではなく、最低でも5年以上は就労支援事業の用に供することができ、かつ、5年以上の積立によらなければ取得できない規模の額である資産とすべきと考えます。

・ただし、例えばパソコン等は、単体では対象とはならないと考えるべきですが、1組の装置の一部であって装置1組としては上記の考えに合致するのであれば、装置としては対象となると考えます。

開始後の運営は別紙2「フィットネスジム運営試算②（目標ライン）」を目指し、このラインでの収支差額をベースに、就労関係積立金の計算式に則りながらそれを除く利用者工賃への反映を目指していきます。

仮に通年で別紙2「フィットネスジム運営試算②（目標ライン）」の状況が見込めた場合、次ページ以降に概算の収支見込みを挙げていますが、400万円程度の就労活動全体での収支差額となり、現時点では電気系マシン対応として年間250～300万円目安の積立、利用者工賃への反映は年額100～150万円前後とし、それによる場合のフィットネス従事予定利用者6名（就労継続B型利用者）の平均工賃月額3万円強になる計算です。

2. フィットネスジム開設による当事業所全体の就労活動収支の見込み（2019年度予算案より）

| | |
|----------------------------|---|
| 現在の 就労の部門 編成と 作業種 | <p>① 食品製造部門 コロケ・メンチカツ等の製造・販売</p> <p>② 営農部門 野菜の栽培・販売 清掃（市議会棟清掃＝施設外就労） リサイクル（空き缶・古紙回収） 解体（水道メーター等の解体・納品）</p> <p>③ 製作部門 受注（企業よりの下請け作業） 自主製品（小物類の製作・販売）</p> |
|----------------------------|---|

| | |
|---------------------|--|
| 2019 年度の就労の部門編成と作業種 | ① 食品製造部門 コロッケ・メンチカツ等の製造・販売 ② 営農部門 野菜の栽培・販売 → 酷暑等により縮小 清掃（市議会棟清掃＝施設外就労） リサイクル（空き缶・古紙回収）→ 費用対効果の薄いものは廃止 解体（水道メーター等の解体・納品） フィットネスジム ③ 製作部門 受注（企業よりの下請け作業） 自主製品（小物類の製作・販売）→ 費用対効果の薄いものは廃止 ※ 縮小・廃止した時間・人手を生活介護利用者のリハビリ活動へ移行 |
|---------------------|--|

| 2019 年度 就労収支の 見込み | 収 入 | 支 出 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------|
| ① 食品製造 | 5,500,000 円 | |
| ② 営農 | 800,000 円 | |
| ③ 清掃 | 2,920,000 円 | |
| ④ リサイクル | 100,000 円 | |
| ⑤ 解体 | 300,000 円 | |
| ⑥ 受注 | 270,000 円 | |
| ⑦ 自主製品 | 50,000 円 | |
| ⑧ フィットネスジム | 3,665,000 円 (別紙 2 : 運営試算①で試算) | |
| ⑨ 事業間相互作業収入 | 1,820,000 円 (生活介護利用者工賃分) | |
| 委託販売は 含まず。 | 計 15,425,000 円 | 14,230,000 円 |
| | 収支差額の見込み 1,195,000 円 | |

3. フィットネスジム開設による当事業所全体の就労活動収支の見込み（2020 年度予算案より）

| 2020 年度 就労収支の 見込み | 収 入 | 支 出 |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------|
| ① 食品製造 | 5,500,000 円 | |
| ② 営農 | 500,000 円 (縮小) | |
| ③ 清掃 | 2,500,000 円 (縮小) | |
| ④ リサイクル | 100,000 円 | |
| ⑤ 解体 | 300,000 円 | |
| ⑥ 受注 | 100,000 円 (縮小) | |
| ⑦ 自主製品 | 50,000 円 | |
| ⑧ フィットネスジム | 8,700,000 円 (別紙 2 : 運営試算③で試算) | |
| ⑨ 事業間相互作業収入 | 1,852,000 円 (生活介護利用者工賃分) | |
| 委託販売は 含まず。 | 計 19,602,000 円 | 17,942,000 円 |
| | 収支差額の見込み 1,660,000 円 | |

「別紙 2 : 運営試算② (目標ライン)」で試算すると、フィットネスジムの収入は 1,100 万円程度となり、他の作業種目に大きな変動がない場合は就労活動全体の収支差額は 460 万円となりま

す。仮に経費の増額があった場合を見越しても収支差額の見込みは 400 万円程度となります。
(フィットネスジムは固定経費が多いため、実質的には収入が増えたからといって経費の増額が必ずしも比例しないため)

前述した固定資産物品の生活介護との割かけ按分にもよりますが、このレベルになっていくと利用者工賃への反映をしなければ、就労全体での減価償却費を含む事業活動収支ベースでも何とか収支差は 0 に近い状況になると試算されます。ただし、利用者工賃への反映は抜きにすることは無論できませんので、2 ページ目に記したとおりの配分を基本にしていきたいと考えています。